

## 湯の川温泉エリアプロモーション事業実施業務 仕様書

### 1 業務名称

湯の川温泉エリアプロモーション事業実施業務

### 2 目的

湯の川温泉は、登別温泉、定山溪温泉とともに北海道三大温泉郷のひとつに数えられる名湯であり、本市が有する優れた食資源・景観・豊かな自然、そして陸海空からの高いアクセス性が組み合わさることで、あらゆる世代・属性の観光客を惹きつける多面的な魅力を備えている。

一方で、近年の観光スタイルや情報収集手法の変容により、年齢層を問わず SNS 等を通じた視覚的な情報収集が一般化しており、多様なニーズを持つ顧客層へ働きかけるためには、デジタル媒体を活用した多角的な情報発信が不可欠となっている。

本事業では、湯の川温泉エリアが誇る多様な観光資源を、現代の主要な情報伝達手段である SNS を活用して広く発信するとともに、情報波及力の高い層による自発的な情報拡散（UGC）を促す仕組みを構築することで、全世代における認知度の向上とエリアブランドの再構築を図り、幅広い顧客層の来訪促進につなげることを目的とする。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和 9 年（2027 年）2 月 26 日（金）まで

### 4 業務内容（基本事項）

上記目的の達成に向け、湯の川温泉エリアの新しいキャッチコピーである「You know Yunokawa?」を起点とし、観光客や地域事業者等による自発的な情報発信を促進する仕組みを創出することで、SNS 上での話題化および湯の川温泉エリアに関する情報接触機会の最大化を図るため、以下の内容を含むプロモーション企画を立案し実施するものとする。

※「You know Yunokawa?」について

地域関係者が参加する「湯の川未来会議」発案のキャッチコピー  
詳細は下記プレスリリースを参照。

（PR TIMES 掲載）

<https://prt-times.jp/main/html/rd/p/000000049.000019932.html>

ア 現地リサーチおよび地域ヒアリング

湯の川温泉エリアの風景や日常、地域の営みなどに内在する魅力を改めて見つめ直し、それらを編集・発信することで湯の川温泉エリアならではの価値を再発見するため、事業着手時に現地リサーチ（デザインサーベイ）や地域事業者等へのヒアリングを実施すること。

#### イ SNS プロモーション

湯の川温泉エリアの新しいキャッチコピー「You know Yunokawa?」を起点とした SNS プロモーション企画を立案し実施すること。

ただし、単なる広告的発信や SNS 運用にとどまらず、湯の川温泉エリアの宿泊施設、飲食店、観光施設および地域住民等と連携し、地域全体の発信力向上につながるように十分留意すること。

#### ウ UGC (User Generated Content) 創出の仕組みづくり

湯の川温泉エリアの認知度および来訪意欲の向上を図るため、SNS 等を活用した情報発信を実施するとともに、観光客、地域事業者および地域住民等による自発的な情報発信 (UGC) が継続的に生まれる仕組みづくりを行うこと。

ただし、単なる広告的発信や一過性のキャンペーンに留まらず、湯の川温泉エリアにおける体験や地域の魅力が、自然な形で共有・拡散されるような企画・導線設計に十分留意すること。

#### エ SNS プロモーションと連動した実地施策の展開

SNS 上での情報発信だけではなく、湯の川温泉エリア現地において、来訪者が投稿・シェアしたくなる空間演出や体験価値を提供する施策を実施すること。

また、SNS プロモーションと同様に、湯の川温泉エリアの宿泊施設、飲食店、観光施設および地域住民等と連携し、持続可能かつ地域事業者等が無理なく参加できる仕組みとなるように配慮すること。

#### オ 効果測定

本事業で実施する SNS 発信、UGC 創出、実地施策等について、事業効果を把握・検証するため、適切な効果測定を行うこと。

効果測定に当たっては、単なる実施件数や閲覧数等の定量的指標のみならず、来訪意欲の醸成や実来訪への波及および自発的な情報発信の広がり等を含めた多角的な視点から分析を行うこと。

#### カ 実施結果の報告

実施概要、実施結果および効果測定を取りまとめ、事業完了後に速やかに報告すること。

#### キ その他

企画全体を通して、SNS 上での情報拡散だけではなく、湯の川温泉エリアへの来訪や地域内回遊につながる仕組みを含めたものとする。

## 5 その他

### (1) 提案価格等

ア 本業務の提案価格上限は、8,000,000円とする。(消費税および地方消費税の額を含む)

イ 委託料の支払い

委託業務の実施を確認し、支払うものとする。なお、支払時期や支払い方法は契約で定める。

(2) 業務の実施にあたっての留意事項

ア 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、市と受託者が協議して決定することとし、受託者は業務開始にあたり実施計画書を作成し、市の承認を得ること

イ 業務の実施に当たっては、市と十分協議・連絡を取り、その指示および監督を受け従わなければならない。事業の進捗状況は随時報告すること。

ウ 本業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。

エ 業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

オ 受託者は、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ない理由により再委託を行う必要がある場合は、あらかじめ市の承認を得た上で、必要な手続きを行うこと。

カ 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、市の承認を得ることなく、第三者に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。

キ 業務の実施に当たり、仕様書に記載のない事項については、市と協議の上、別途決定するものとする。

ク 本業務の実施に際し、成果品の内容、表現方法、掲載方法等について調整が必要となった場合は、市の指示に基づき適切に対応すること。